宿舎貸与申請書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学

国工八子伍八发坂八						
医学部附属病院	長 販		珀 分	ii £		
			<u>現</u> 住 所	<u>所</u> 	一学法人	愛媛大学医学部附属病院
				- 馮 国立/ 人名等) 看記		发媛八子区于即附属附阮
			(//	八山 寸//百	受印	
			職名	□看	護師	□助産師
			氏 名			
			<u> </u>			
宿舎の貸与を受けて						
宿舎の使用につい	ては、法令の	の規定及び	が指示に反	こしないこと	を確約し	ます。
1 申請の理由						
1 中間の建田						
2 自宅保有の有無						
自宅(1戸建ての信	主宅又は共	同住宅の信	主戸)を	□保有	している	□保有していない
(以下該当者が記載	ţ)					
自宅の所在は						
宿舎貸与の必要性が	失われない	<u> </u>				
3 同居者	年 齢	上性別	一続 柄	職業	(学年)	備一考一

 名	牛 酈	1生 別	統 怬	職業 (字年)	厘——专
			-	-	

宿舎貸与承認書

年 月 日

国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、併せ て承認します。

記

1 学金

<u>」 佰告</u>								
種類	構造	規格	Ž	所 在	地	宿	舎名及び戸番	
無料	R	C-b		東温市志津川。	454	看護師宿舎 号		
専	用面	積		宿舎使用料月額	入。	引 日	備考	
	•				•		裏面2の貸与	
		30	m²	0円	年_	月日	の条件参照	

(注) 宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

- 2 貸与の条件
- (1) 被貸与者等(宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者等は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し又は承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は 汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである ときは、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舎又は有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、被貸与者等はその該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。
 - イ職員でなくなったとき。
 - ロ死亡したとき。
 - ハ当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舎について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため その明渡しを請求されたとき。
 - ホ 法人において、当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求したとき。
- (6)被貸与者は、1の入居日から10日以内に当該宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7)被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明渡す5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、 宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りで はない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、 速やかに宿舎事務担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、速やかに宿舎事務担当係へ届出を行い、経理責任者の承認を得なければならない。
- (10) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、法人において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくてこれを拒んではならない。
- (11) 宿舎において、犬、猫、鶏等は飼育してはならない。
- (12) 被貸与者は、当該宿舎を1ヶ月以上不在にするときは届出書を提出しなければならない。
- (13) 上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。